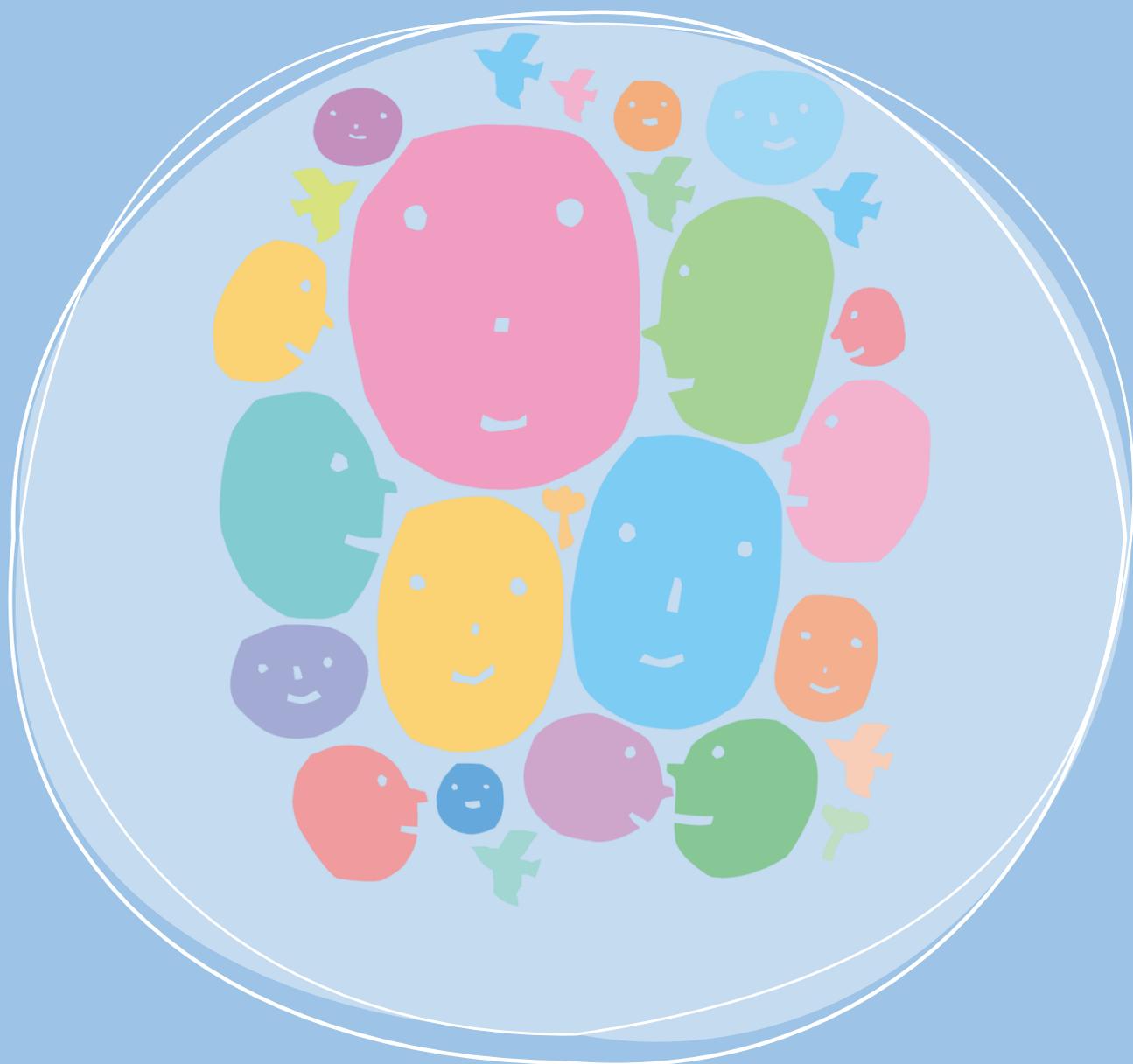


丹波山村  
第3次障害者計画及び  
第6期障害福祉計画・  
第2期障害児福祉計画



令和3年3月



丹波山村



# 目次

総論	1
<b>第1章 計画策定の概要</b>	<b>2</b>
1.1 計画策定の趣旨	2
1.2 計画の位置づけ	3
1.3 計画の期間	3
1.4 対象とする障害のある人	3
<b>第2章 障害のある人を取り巻く状況</b>	<b>4</b>
2.1 人口の現状	4
2.2 障害のある人の現状	5
2.3 現行計画の検証	8
2.4 国の新たな指針	8
<b>第3章 計画の基本的な考え方</b>	<b>9</b>
3.1 計画の基本理念	9
3.2 計画の基本目標	9
3.3 施策・事業の体系	10
<b>各論 I 第3次障害者計画</b>	<b>11</b>
<b>基本目標1 誰もが暮らしやすいまちをつくるために</b>	<b>12</b>
1.1 相互理解の促進	12
1.2 協働体制の整備	13
1.3 権利擁護の推進	14
1.4 安全・安心の確保	15
<b>基本目標2 生まれ育ち住み慣れたまちで暮らすために</b>	<b>17</b>
2.1 自己選択・自己決定の支援	17
2.2 障害福祉サービスの充実	18
2.3 保健・医療体制の充実	19
<b>基本目標3 自らの力を高め地域でいきいきと活動するために</b>	<b>20</b>
3.1 教育の充実	20
3.2 社会参加への支援	21

## 各論Ⅱ 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画 …… 22

第1章 令和5年度の成果目標……………	23
1.1 福祉施設から地域生活への移行促進……………	23
1.2 地域生活支援拠点等における機能の充実……………	23
1.3 福祉施設から一般就労への移行等……………	24
1.4 就労移行支援事業の利用率……………	26
1.5 就労定着率……………	26
1.6 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実……………	27
1.7 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保……………	28
1.8 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場……………	29
1.9 相談支援体制の充実・強化等……………	29
1.10 障害福祉サービス等の「質の向上を図るための取り組み」に係る体制の構築……………	30
第2章 指定障害福祉サービス等の見込量と見込量確保のための方策……………	31
2.1 訪問系サービス……………	31
2.2 日中活動系サービス……………	32
2.3 居住系サービス……………	35
2.4 地域生活支援拠点等……………	36
2.5 相談支援サービス……………	36
2.6 発達障害者等支援……………	37
2.7 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築……………	38
2.8 相談支援体制の充実・強化等に関する活動指標……………	39
2.9 障害福祉サービス等の質の向上に関する活動指標……………	40
第3章 障害児福祉サービスの見込量と見込量確保のための方策……………	41
3.1 児童発達支援……………	41
3.2 医療型児童発達支援……………	41
3.3 放課後等デイサービス……………	42
3.4 保育所等訪問支援……………	42
3.5 居宅訪問型児童発達支援……………	42
3.6 障害児相談支援……………	43
3.7 医療的ケア児に対する関連分野支援を調整するコーディネーター……………	43
第4章 地域生活支援事業の推進……………	44
4.1 地域生活支援事業の概要……………	44
4.2 必須事業……………	45

各論Ⅲ	計画の推進	48
第1章	総合的な取り組みの推進	49
第2章	地域における住民・関係団体との連携	49
第3章	国・県・近隣市町村との連携	50
第4章	計画達成状況の点検及び評価	50
資料		51
資料1	策定委員名簿	52
資料2	策定委員会の開催等	52



# 總論





# 第1章 計画策定の概要

## 1.1 計画策定の趣旨



本村では誰もが人格と個性を尊重しあえる共生社会の実現を目標としたノーマライゼーションとリハビリテーションの理念のもと、障害のあるなしにかかわらず誰もが住み慣れた地域において、自分らしく生活できる社会を目指した「障害者計画及び障害福祉計画」を平成19年3月に策定しました。

また、平成23年には、「第2次障害者計画及び第3期障害福祉計画」を、平成27年には「第2次障害者計画及び第4期障害福祉計画」を、平成30年には「第3次障害者計画・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」を策定し、障害福祉サービスの一層の充実に取り組んできました。

この間、障害のある人を取り巻く環境は大きく変化しており、国においては、平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）が施行され、障害のある人に対する差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供が義務づけられたほか、平成30年4月には、改正「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）及び改正「児童福祉法」が施行され、「障害児福祉計画」の策定が新たに市町村に義務づけられました。

こうした中、「第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」が目標年度を迎えることを受け、国の動向、社会情勢の変化等を踏まえ、新たな計画を策定することとしました。

なお、第3次障害者計画は計画期間6年間（平成30年度から令和5年度）であることから内容に変更はありません。新たな障害福祉計画・障害児福祉計画は第3次障害者計画と調和を図りながら一体的に策定することとし、新計画は、「第3次障害者計画及び第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」といたします。

## 1.2 計画の位置づけ



本計画は、「障害者基本法」第11条に基づく市町村障害者計画と、改正「障害者総合支援法」及び改正「児童福祉法」に基づく市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画を一体的に策定したものであり、本村における障害者施策全般に関する基本的な計画として位置づけられるものです。

また、「丹波山村総合計画」をはじめ、「丹波山村地域福祉計画」やその他の村の関連計画と調和を図り、一体的に推進するものとします。

## 1.3 計画の期間



障害者計画は中長期的な計画であることから、第3次障害者計画の期間は、平成30年度から令和5年度までの6か年としています。

障害福祉計画及び障害児福祉計画は3年を1期とした計画と定められていることから、第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の期間は、令和3年度から令和5年度までの3か年とします。

なお、国の制度改正の動向により、計画期間中にあっても計画を見直す可能性があります。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者計画 第3次	→					
障害福祉計画 第5期	→			→		
障害児福祉計画 第1期	→			→		

## 1.4 対象とする障害のある人

本計画が対象とする障害のある人とは、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）、その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある人であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある人をいいます。





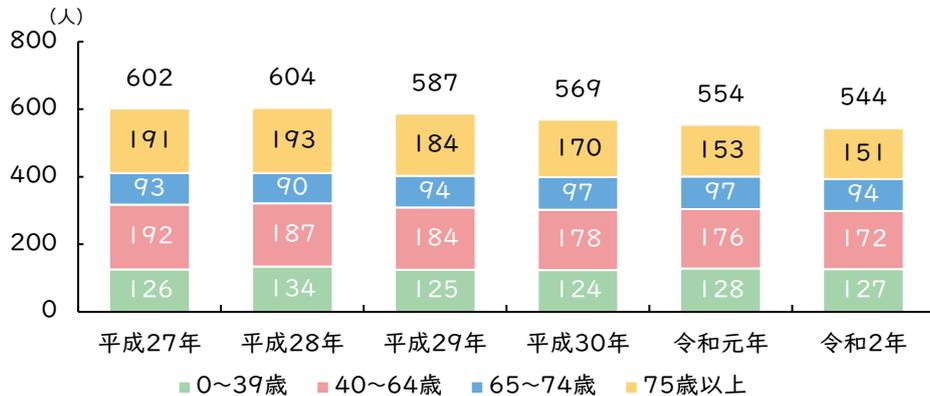
## 第2章 障害のある人を取り巻く状況

### 2.1 人口の現状



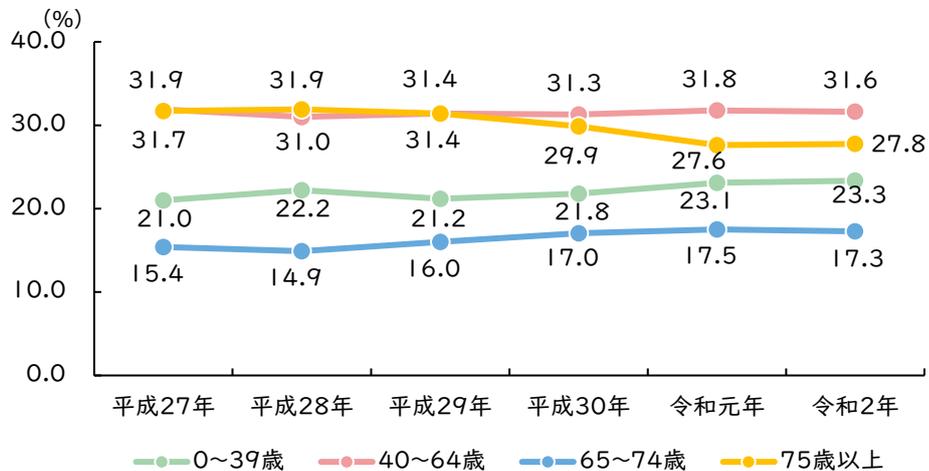
本村の人口の推移をみると総人口は減少傾向にあり、平成27年に比べると、令和2年は58人減少し、544人となっています。また65歳以上の総人口に占める割合は4割台で推移しており、令和2年の75歳以上の割合は27.8%、65～74歳の割合は17.3%となっています。

■年齢階級別（4区分）人口の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

■年齢階級別（4区分）人口割合の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

## 2.2 障害のある人の現状

### (1) 身体障害者手帳所持者の状況

身体障害者手帳所持者の状況をみると、平成28年度以降20人前後となっており、令和2年度は18人となっています。

また、障害等級別の推移をみると、4級に増減がある一方、その他の級はほぼ横ばいとなっており、近年は4級が最も多くなっています。

#### ■障害等級別人数

(単位:人)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
1級	5	4	3	4	3
2級	3	3	3	3	2
3級	4	4	4	4	3
4級	5	6	8	12	8
5級	2	2	2	2	2
6級	0	0	0	0	0
合計	19	19	20	25	18

資料:身体障害者手帳交付者台帳(各年度4月1日現在)

障害種類別の推移をみると、肢体不自由と内部機能障害の人数が多く、いずれも10人前後で推移しています。

#### ■障害種類別人数

(単位:人)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
視覚障害	2	1	1	2	1
聴覚・平衡機能障害	0	1	1	1	0
音声・言語・そしゃく機能障害	1	1	1	1	1
肢体不自由	11	10	8	10	7
内部機能障害	5	6	9	11	9
合計	19	19	20	25	18

資料:身体障害者手帳交付者台帳(各年度4月1日現在)





## (2) 療育手帳所持者の状況

療育手帳所持者数の状況を見ると、令和2年度は6人となっており、このところ横ばいで推移しています。年齢別の推移を見ると、18歳以上がほとんどであり、障害程度別にみると、重度(A)と中軽度(B)がほぼ同人数となっています。

### ■療育手帳所持者数

(単位:人)

		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
18歳未満	重度(A)	0	0	0	0	0
	中軽度(B)	1	0	0	1	1
18歳以上	重度(A)	3	3	3	3	3
	中軽度(B)	2	2	2	2	2
合計		6	5	5	6	6

資料:療育手帳交付台帳(各年度4月1日現在)

## (3) 精神障害者保健福祉手帳所持者・自立支援医療(精神通院医療)受給者数の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者の状況を見ると、令和2年度は4人となっており、このところ横ばいで推移しています。障害程度別にみると、2級が最も多くなっています。自立支援医療(精神通院医療)受給者数の推移を見ると、令和2年度は4人となっており、横ばいで推移しています。

### ■精神障害者保健福祉手帳所持者数

(単位:人)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
1級	1	1	1	1	1
2級	4	3	2	2	3
3級	0	0	0	0	0
合計	5	4	3	3	4

資料:精神障害者保健福祉手帳交付台帳(各年度4月1日現在)

### ■自立支援医療(精神通院医療)受給者数

(単位:人)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
自立支援医療 (精神通院医療) 受給者数	4	3	3	3	4

資料:精神障害者保健福祉手帳交付台帳(各年度4月1日現在)

## (4) 園児・児童・生徒の状況

保育所・小学校・中学校における障害児は、このところ0人で推移しています。

## ■保育所における園児の在籍状況

(単位:人)

		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
在園 児数	3歳未満	2	0	2	6	5
	3歳	2	2	1	2	5
	4歳以上	4	3	4	4	3
	計	8	5	7	12	13
障害児数		0	0	0	0	0
加配保育士数		0	0	0	0	0

資料:村資料(各年度4月1日現在)

## ■小学校(1校)における児童の在籍状況

(単位:人)

		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
普通学級	1年生	0	2	3	1	3
	2年生	0	0	2	3	1
	3年生	2	1	1	2	2
	4年生	4	2	2	1	2
	5年生	2	3	3	1	1
	6年生	4	2	3	3	1
計		12	10	14	11	10
特別支援学級		0	0	0	0	0

資料:村資料(各年度4月1日現在)

## ■中学校(1校)における生徒の在籍状況

(単位:人)

		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
普通学級	1年生	3	4	4	4	3
	2年生	3	3	4	4	4
	3年生	4	3	5	4	5
計		10	10	13	12	12
特別支援学級		0	0	0	0	0

資料:村資料(各年度4月1日現在)





## 2.3 現行計画の検証



本村の総人口は、平成29年に600人を割り、令和2年4月1日現在は544人、内65歳以上が占める割合が45%という状況にあります。また、各種障害手帳の所持者は平成28年度から30人前後、障害児は0人で推移しています。このような人口減少及び高齢化の進展という状況の中、限られた人的資源によって、地域生活の基盤を維持しているところであります。

現行計画における目標値の達成状況については、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場（圏域設置）で達成された他は未達成となっています。今後も引き続き、利用対象者のニーズ把握などに努め、必要に応じた対応が可能となるよう留意していきます。

## 2.4 国の新たな指針

第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画に係る基本指針（令和2年5月告示）の主なポイントは以下のとおりです。

### [基本的事項]

- ◆ 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- ◆ 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- ◆ 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- ◆ 地域共生社会の実現に向けた取り組み
- ◆ 障害児の健やかな育成のための発達支援
- ◆ 障害福祉人材の確保
- ◆ 障害者の社会参加を支える取り組み

### [障害福祉サービス提供体制の確保に関する基本的考え方]

- ◇ 全国で必要とされる訪問系サービスの保障
- ◇ 希望する障害者等への日中活動系サービスの保障
- ◇ グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実
- ◇ 福祉施設から一般就労への移行等の推進
- ◇ 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者に対する支援体制の充実
- ◇ 依存症対策の推進

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 3.1 計画の基本理念

県民誰もが、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるという県の掲げる理念にのっとり、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指します。

### 3.2 計画の基本目標

上で定めた基本理念を実現していくために、次の3つを基本方針として定め、施策の推進を図ります。

#### 基本目標1 誰もが暮らしやすいまちをつくるために

障害や障害のある人への理解を深めることによる「心のバリア」をなくすこと、建物や施設等から階段や段差など、まちのところどころに存在する「物理的バリア」をなくすことで、誰もが暮らしやすいまちの実現を目指して、施策を実施していきます。

#### 基本目標2 生まれ育ち住み慣れたまちで暮らすために

障害のある人が自らの決定により福祉サービスや医療を受けるなど、自己選択・自己決定に基づき、それぞれの個性を活かしながら生まれ育ち住み慣れた地域で暮らすことができるまちの実現を目指して、施策を実施していきます。

#### 基本目標3 自らの力を高め地域でいきいきと活動するために

障害のある人とない人が共に学び共に働く中で、障害のある人が自らの力を高め、生涯学習やスポーツなどを通じて、地域でいきいきと活動できる環境の整備を目指して、施策を実施していきます。





### 3.3 施策・事業の体系

#### 各論Ⅰ 第3次障害者計画(平成30年度～令和5年度)

##### 基本目標Ⅰ 誰もが暮らしやすいまちをつくるために

施策の方向	具体的施策
1. 相互理解の促進	広報・啓発活動の推進
	福祉教育の推進
2. 協働体制の整備	ボランティア活動の推進
	人材の発掘と育成支援
3. 権利擁護の推進	成年後見制度の普及・利用促進
	虐待の防止・早期発見
4. 安全・安心の確保	防犯・防災体制の強化
	緊急通報体制の整備
	ユニバーサルデザインの推進

##### 基本目標Ⅱ 生まれ育ち住み慣れたまちで暮らすために

施策の方向	具体的施策
1. 自己選択・自己決定の支援	相談支援体制の充実
	情報提供体制の充実
2. 障害福祉サービスの充実	サービス提供体制の充実
3. 保健・医療体制の充実	障害の早期発見・早期療育の充実
	保健事業の充実

##### 基本目標Ⅲ 自らの力を高め地域でいきいきと活動するために

施策の方向	具体的施策
1. 教育の充実	就学前教育・相談の充実
	教育支援体制の整備
2. 社会参加への支援	雇用・就労の促進
	生涯学習・生涯スポーツの振興

#### 各論Ⅱ 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画(令和3年度～令和5年度)

##### 第1章 令和5年度の成果目標

##### 第2章 指定障害福祉サービス等の見込量と見込量確保のための方策

##### 第3章 障害児福祉サービスの見込量と見込量確保のための方策

##### 第4章 地域生活支援事業の推進

#### 各論Ⅲ 計画の推進



# 各論 I

## 第3次障害者計画



(平成 30 年度～令和5年度)

# 基本目標1

## 誰もが暮らしやすいまちをつくるために

### 1.1 相互理解の促進



#### 現状と課題

共生社会の実現には、誰もが「障害」や「障害のある人」についての正しい知識を持ち、村民すべてがお互いを尊重し合い、助け合い・支え合う地域づくりを推進していくことが重要です。

平成28年に「障害者差別解消法」が施行され、行政機関等における、障害を理由とする差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供が義務づけられました。

今後、障害のある人に関する村民の理解を促進するため、あらゆる機会を捉えた広報・啓発活動を一層充実させるとともに、障害のある人の地域移行を促進するため、障害の有無にかかわらず、お互いの人格と個性を尊重し合う福祉教育の推進に取り組みます。



#### 具体的施策

##### (1) 広報・啓発活動の推進

① 啓発活動の推進 障害や障害のある人に対する理解を促すため、関連団体等との連携により、「障害者週間」や障害福祉に関する制度改正等の周知など、村民への啓発活動を行います。

② 広報活動の推進 広報紙やホームページ等を十分に活用し、各種福祉サービスに関する情報を提供していきます。

##### (2) 福祉教育の推進

① 福祉教育の推進 小、中学校等の学校教育や社会教育の場において、交流教育の一層の充実を図るとともに、障害のある人に対する理解を深めていきます。  
また、家庭・地域・職場など村民の身近な日常生活の中で、障害のある人が抱えている問題や人権、福祉について学べる場の充実に努めます。

## 1.2 協働体制の整備



### 現状と課題

障害のある人が地域の中で自立した生活を送り、社会のあらゆる分野に積極的に参加していくためには、地域との協働が不可欠となります。

国では平成 28 年に「地域における住民主体の課題解決強化・相談支援体制の在り方に関する検討会（地域力強化検討会）」を開催し、各福祉分野に共通して取り組むべき事項等の取りまとめを行いました。これを受け、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりの推進に向けた取り組みが進められています。

本村では、社会福祉協議会を中心にボランティア活動の組織化を推進し、障害のある人に対する総合的な福祉の推進体制の強化を図っています。

今後も引き続きボランティア団体など、障害のある人への手助けを行う団体が、障害者福祉の担い手として活躍することができるよう、ボランティアの活動状況を把握し、育成や活動への支援を充実します。



### 具体的施策

#### (1) ボランティア活動の推進

- ① ボランティア活動に関する情報提供      ボランティア活動についての啓発や活動に関する情報提供を行い、活動の充実を図ります。

#### (2) 人材の発掘と育成支援

- ① 新たな人材の発掘・育成      社会福祉協議会を中心に、ボランティア活動を充実させるための組織化を推進していくとともに、新たな人材の発掘・育成を充実します。



## 1.3 権利擁護の推進



### 現状と課題

障害のある人の権利を尊重するためには、財産管理や契約の代行など、判断能力が十分ではない人に向けた保護や支援が重要となります。そのため、判断能力が十分でない人の権利を守る成年後見制度について、本人や家族、支援者などに対し制度の周知と普及を図ります。

また、平成24年に「障害者虐待防止法」が施行され、障害のある人に対する虐待を発見した場合の通報の義務化や、市町村障害者虐待防止センターの設置等が規定されました。

虐待は、障害のある人の心と身体を深く傷つける重大な人権侵害であり、根絶に向けた取り組みを強化していく必要があります。



### 具体的施策

#### (1) 成年後見制度等の普及・利用促進

- ① 制度等の利用促進 判断能力が不十分な知的障害者、精神障害者、高齢者に向けた啓発  
判断能力が不十分な知的障害者、精神障害者、高齢者の権利を守ることができるよう、成年後見制度や日常生活自立支援事業の普及・啓発を図り、障害のある人の権利擁護を図ります。

#### (2) 虐待の防止・早期発見

- ① 虐待の防止・早期発見 地域による日常的な見守りや、関係機関との連携  
発見に向けた体制 により、障害のある人に対する虐待防止・早期発見の体制強化に努めます。

## 1.4 安全・安心の確保



### 現状と課題

障害のある人が安心して日常生活を送るためには、地域の見守りなど、公的なサービス以外の部分での支援が重要となります。国では平成28年に「地域における住民主体の課題解決強化・相談支援体制の在り方に関する検討会（地域力強化検討会）」を開催し、各福祉分野に共通して取り組むべき事項等の取りまとめを行いました。これを受け、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりの推進に向けた取り組みが進められています。

こうした動向を踏まえ、障害のある人への日頃の見守り活動として、地域との連携による防犯体制、緊急通報体制の整備に取り組めます。

また、平成25年に「災害対策基本法」が改正され「避難行動要支援者名簿」の作成が市町村に義務づけられています。

障害のある人をはじめとする、一人で避難することが困難な方は、災害時において特別な配慮が求められることから、災害時における情報伝達や避難誘導、避難所における生活など、障害のある人に配慮した防災対策を推進します。

さらに、障害のある人の行動範囲を広げ、社会参加を促進するためには、建築物、道路、交通などまちのところどころに存在する様々なバリアを取り除き、すべての村民にとって安心・安全かつ生活に支障のない環境を整備することが大切です。

そのため、誰もが利用しやすいように配慮されたユニバーサルデザインの推進に努めます。



### 具体的施策

#### (1) 防犯・防災体制の強化

- |               |  |
|---------------|--|
| ① 地域防犯体制の強化   | 安全で安心できる村づくりを推進するために、地域ぐるみで環境浄化や防犯意識の高揚を図ります。                |
| ② 避難行動要支援者の把握 | 災害時に自ら避難することが困難な避難行動要支援者を把握し、名簿の作成に努めるなど、要支援者に対する支援体制を強化します。 |



## (2) 緊急通報体制の整備

- ① 緊急通報システムの推進 緊急通報システムの対象者把握、同システムの貸与などを通じて障害のある人や高齢者に配慮した緊急時の通報体制の充実に努めます。

## (3) ユニバーサルデザインの推進

- ① 福祉の村づくりの推進 「山梨県障害者幸住条例」や「バリアフリー新法」に基づき、既存施設のバリアフリー化や新たな施設へのユニバーサルデザインの導入を推進するとともに、障害のある人が地域でのふれあいができる環境の整備に努め、安心して暮らせる「福祉の村づくり」を推進します。
-

## 基本目標2

### 生まれ育ち住み慣れたまちで暮らすために

#### 2.1 自己選択・自己決定の支援



##### 現状と課題

障害のある人が安心して地域生活を送るためには、本人や家族の意向を尊重し、必要とする支援に適切につなげる相談支援の役割が重要です。

そのため、身近な地域で、気軽に相談ができる相談支援体制の充実に努めます。

また、平成28年に「障害者差別解消法」が施行され、行政機関等における、合理的配慮の提供が義務づけられており、障害のある人が円滑に情報を取得・利用・発信できるための情報アクセシビリティの向上に努めることが重要となっています。

そのため、障害のある人が福祉サービスや経済的な負担の軽減にかかる助成金等、必要なときに必要な情報を手に入れることができるよう、村広報紙やホームページ等、各種広報媒体を活用し、効果的な情報提供を行います。



##### 具体的施策

###### (1) 相談支援体制の充実

- ① 相談支援体制の充実 村役場における相談対応や情報提供の充実に努めるとともに、障害のある人にとって身近に相談できる場所を提供します。また、各関係機関と連携し、相談窓口で総合的な対応ができる体制を検討します。

###### (2) 情報提供体制の充実

- ① 各種広報媒体の活用による情報提供体制の充実 村広報紙やホームページ等、各種広報媒体を活用し、福祉サービスや新しい制度の紹介を行い、周知を図ります。



## 2.2 障害福祉サービスの充実



### 現状と課題

障害のある人が住み慣れた地域で生活し続けるためには、一人ひとりのニーズにあったサービスを利用しながら、自立した生活ができる環境整備が求められます。

平成30年4月に「障害者総合支援法」が改正となり、新たに「自立生活援助」「就労定着支援」が創設されています。また、同時に「児童福祉法」が改正となり、新たに「市町村障害児福祉計画」の策定が市町村に義務づけられているほか、「居宅訪問型児童発達支援」が創設されています。

こうしたことから、多様なニーズを把握した上で、必要に応じたサービスを提供するための体制の充実とサービスの向上に努めます。



### 具体的施策

#### (1) サービス提供体制の充実

- |               |   |
|---------------|---|
| ① サービス提供体制の充実 | 障害のある人やその家族の日常生活を支えるため、サービスを必要としている方が適切なサービスを受けることができる体制の充実に努めます。 |
| ② サービスの質の向上   | サービス提供事業者に向けた研修等を通じてサービスの質の向上に努めます。                               |

## 2.3 保健・医療体制の充実



### 現状と課題

障害のある人が健康を維持し、いきいきとした生活を送ることや、必要に応じて医療を受けることで、障害のある人の身体や心にかかる負担を軽減することができるよう、保健・医療の充実を図る必要があります。

国では、平成29年に「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の改正を行い、障害のある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしを送ることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指す新たな政策理念を掲げています。

今後も障害の早期発見・早期療育体制の充実に努めるとともに、心臓病や脳血管疾患等の生活習慣病を予防するため、村民一人ひとりの健康の保持増進や、保健事業を充実します。



### 具体的施策

#### (1) 障害の早期発見・早期療育の充実

- ① 早期発見・早期療育体制の充実  
乳幼児期における健康診査を充実させ、必要に応じて専門機関につなぐなど、障害の早期発見に努めます。
- ② 保健相談の充実  
障害のある人やその保護者に対する相談・指導を効果的に行うため、保健所・児童相談所・障害者相談所など関係機関との連携を強化し、保健支援体制の整備を推進します。

#### (2) 保健事業の充実

- (1) 各種健康診査  
検診の充実  
妊婦健康診査や乳幼児健康診査、生活習慣病予防のための各種健康診査や検診の充実を図るとともに、村民への周知を徹底するなど、村民の健康の保持増進に努めます。



## 基本目標3

### 自らの力を高め地域でいきいきと活動するために

#### 3.1 教育の充実



##### 現状と課題

障害のある児童が、乳幼児期から学校へと適切な早期療育、保育、教育を受け、学校卒業後にわたっても一貫した支援・指導を受けることができるよう、障害の特性に応じた切れ目のない支援を行っていくことが重要となります。

今後は、障害のある児童一人ひとりの特性、ニーズに応じた適切な教育の場や機会を確保するとともに、保護者の不安や負担の軽減に向けた相談支援の充実を図っていく必要があります。

また、障害のある児童が身近な地域で健全に発達していくことができるよう、関係機関との連携による教育支援体制の整備を進めていく必要があります。



##### 具体的施策

###### (1) 就学前教育・相談の充実

- ① 障害児就学前教育の充実 障害のある児童の就学前教育について、村内の保育所において一人ひとりの障害の種類・程度に応じ、家庭や専門機関との連携を密にした障害児保育を実施します。

###### (2) 教育支援体制の整備

- ① 義務教育の充実 障害のある児童・生徒一人ひとりの状況に応じた指導内容や指導体制の整備を図るため、児童相談所などの関係機関との連携を深めながら、特別支援教育の充実に努めます。

## 3.2 社会参加への支援



### 現状と課題

障害のある人が、一人ひとりの個性や能力を最大限に発揮し、いきいきと自分らしく生活するためには、それぞれの希望に応じた社会参加への支援が重要となります。

障害のある人の就労に向けては、それぞれの個性と能力に応じた多様な就労形態を提供することが重要です。

国では平成30年4月に「障害者総合支援法」が改正となり、就労に伴う生活面の課題に対応でき、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行うサービスである「就労定着支援」が創設されています。

今後も引き続き、一般就労への移行支援や福祉的就労の場の提供など、一人ひとりの希望に応じた就労機会の充実に努めるとともに、一般企業が障害者雇用を推進することができるよう、関係機関との連携強化を行います。

また、障害のある人の生活の豊かさの充実に向けるとともに、生涯学習活動、スポーツ・レクリエーションなどの余暇活動に積極的に参加できる機会の確保が重要となります。そのため、各種講座の開催等、学習機会を提供するとともに、指導者の人材育成に努めます。



### 具体的施策

#### (1) 雇用・就労の促進

- |                   |  |
|-------------------|--|
| ① 障害のある人の雇用に関する啓発 | 障害のある人の雇用に関する啓発活動を幅広く実施し、企業や村民の理解を得る中で、障害のある人の法定雇用率の向上を図るため、相談員やハローワーク等と連携を深めながら、障害のある人の雇用・就労の促進に努めます。 |
|-------------------|--|

#### (2) 生涯学習・生涯スポーツの振興

- |                      |   |
|----------------------|---|
| ① 生涯学習活動の充実          | 芸術文化の高揚を図る行事の実施など、村民が芸術文化に触れる機会を提供します。  |
| ② スポーツ・レクリエーション活動の充実 | 村民の誰もが参加しやすいスポーツイベントの開催など、身近にスポーツに親しむことができる場を提供するとともに、スポーツ推進委員の研修会参加等により、住民ニーズに対応できる指導体制の充実に努めます。 |





## 各論Ⅱ

第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画

---

(令和3年度～令和5年度)

# 第1章

## 令和5年度の成果目標

### 1.1 福祉施設から地域生活への移行促進

#### ■成果目標の考え方

国の指針	<p>○令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。</p> <p>○令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。</p>
------	--

#### ■本村における成果目標

項目	数値	考え方
令和元年度末時点の施設入所者数	3人	○令和元年度末時点の施設入所者数(A)
令和5年度末時点の施設入所者数	2人	○令和5年度末時点の施設入所者数(B)
<b>【目標値】</b> 地域生活移行者数	1人 33.3%	○施設入所からグループホーム、一般住宅等へ移行した者の数(C) ○地域移行の割合(C/A×100)
<b>【目標値】</b> 入所者数削減見込	1人 33.3%	○入所者数削減見込(D=A-B) ○削減割合(D/A×100)

### 1.2 地域生活支援拠点等における機能の充実

#### ■成果目標の考え方

国の指針	<p>○令和5年度末までに、各市町村または各圏域に一つ以上の地域生活支援拠点等を確保し、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討することを基本とする。</p>
------	---

#### ■本村における成果目標

項目	数値	考え方
地域生活支援拠点等の確保と運用検証	1箇所(圏域設置)	令和5年度末の地域生活支援拠点の確保



### 1.3 福祉施設から一般就労への移行等

#### ■成果目標の考え方

##### 国の指針

- 福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等\*を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する者が令和元年度の移行実績の1.27倍以上とすることを基本とする。
- 就労移行支援を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する者が令和元年度の移行実績の1.30倍以上とすることを基本とする。
- 就労継続支援A型を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する者が令和元年度の移行実績の1.26倍以上とすることを基本とする。
- 就労継続支援B型を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する者が令和元年度の移行実績の1.23倍以上とすることを基本とする。

\*就労移行支援事業等とは生活介護、自律訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業

#### ■本村における成果目標

- 1 福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する者

項目	数値	考え方
令和元年度の一般就労移行者数	0人	○令和元年度において就労移行支援事業等を通じて、一般就労した者の数(A)
<b>【目標値】</b> 令和5年度の一般就労移行者数	1人 -倍	○令和5年度において就労移行支援事業等を通じて、一般就労する者の数(B) ○倍率(B/A)

- 2 就労移行支援を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する者

項目	数値	考え方
令和元年度の一般就労移行者数	0人	○令和元年度末において就労移行支援を通じて、一般就労に移行した者の数(A)
<b>【目標】</b> 令和5年度末の一般就労移行者数	0人 -倍	○令和5年度末において就労移行支援を通じて、一般就労に移行した者の数(B) ○倍率(B/A)

3 就労継続支援A型を通じた一般就労移行者数

項目	数値	考え方
令和元年度の 就労継続支援A型を通じ た一般就労移行者数	0人	○令和元年度において就労継続支援A型を通じ、 一般就労した者の数(A)
<b>【目標値】</b> 令和5年度の 就労継続支援A型を通じ た一般就労移行者数	0人 -倍	○令和5年度において就労継続支援A型を通じ、 一般就労する者の数(B) ○倍率(B/A)

4 就労継続支援B型を通じた一般就労移行者数

項目	数値	考え方
令和元年度の 就労継続支援B型を通じ た一般就労移行者数	0人	○令和元年度において就労継続支援B型を通じ、 一般就労した者の数(A)
<b>【目標値】</b> 令和5年度の 就労継続支援B型を通じ た一般就労移行者数	1人 -倍	○令和5年度において就労継続支援B型を通じ、 一般就労する者の数(B) ○倍率(B/A)



## 1.4 就労移行支援事業の利用率

### ■成果目標の考え方

#### 国の指針

○就労移行支援事業等を通じて一般就労へ移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。

### ■本村における成果目標

項目	数値	考え方
令和5年度の 就労移行支援事業等による 移行者数	1人	○令和5年度の就労移行支援事業等により一般就労した者の数(A)
<b>【目標値】</b> 令和5年度 就労定着支援事業の 利用者数	0人 0%	○令和5年度就労定着支援事業を利用した者の数(B) ○利用率(B/A)

## 1.5 就労定着率

### ■成果目標の考え方

#### 国の指針

○令和5年度における就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。

### ■本村における成果目標

項目	数値	考え方
令和5年度事業所数	0箇所	○令和5年度の事業所の数(A)
<b>【目標値】</b> 就労定着率が8割以上の 事業所数	0箇所 -%	○上記のうち、就労定着率が8割以上の事業所の数(B) ○割合(B/A)

## 1.6 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

### ■成果目標の考え方

国の指針	<p>○令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1箇所以上設置することを基本とする(圏域での設置も可)。</p> <p>○令和5年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする(圏域での設置も可)。</p>
------	--

### ■本村における成果目標

#### 1 児童発達支援センター設置数

項目	数値	考え方
令和元年度末時点の児童発達支援センターの設置状況	0カ所	○令和元年度末の児童発達支援センターの設置数
【目標値】 令和5年度末時点の児童発達支援センターの設置状況	1カ所	○令和5年度末の児童発達支援センターの設置数
うち圏域で設置する場合	1カ所	○令和5年度末の児童発達支援センターの設置数のうち圏域で設置する場合

#### 2 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

項目	数値	考え方
令和元年度末時点の保育所等訪問支援体制の構築	0カ所	○令和元年度末の保育所等訪問支援体制の構築数
【目標値】 令和5年度末時点の保育所等訪問支援体制の構築	1カ所	○令和5年度末の保育所等訪問支援体制の構築数
うち圏域で設置する場合	1カ所	○令和5年度末の保育所等訪問支援体制の構築数のうち圏域で設置する場合



## 1.7 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等 デイサービス事業所の確保

### ■成果目標の考え方

#### 国の指針

○令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする(圏域での確保も可)。

### ■本村における成果目標

#### 1 児童発達支援事業所

項目	数値	考え方
令和元年度末時点の児童発達支援事業所数	0カ所	○令和元年度末の児童発達支援事業所数
【目標値】 令和5年度時点の児童発達支援事業所数	1カ所	○令和5年度末の児童発達支援事業所数
うち圏域で設置する場合	1カ所	○令和5年度末の児童発達支援事業所数のうち圏域で設置する場合

#### 2 放課後等デイサービス事業所

項目	数値	考え方
令和元年度末時点の放課後等デイサービス事業所数	0カ所	○令和元年度末の放課後等デイサービス事業所数
【目標値】 令和5年度末時点の放課後等デイサービス事業所数	1カ所	○令和5年度末の放課後等デイサービス事業所数
うち圏域で設置する場合	1カ所	○令和5年度末の放課後等デイサービス事業所数のうち圏域で設置する場合

## 1.8 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場

### ■成果目標の考え方

国の指針	○令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関の協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等コーディネーターの配置を基本とする（圏域での設置も可）。
------	--

### ■本村における成果目標

項目	数値	考え方
【目標値】 令和5年度末時点の協議の場	0箇所	○令和5年度末の市町村における保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置状況
【目標値】 令和5年度末時点の圏域での協議の場	1箇所	○令和5年度末の圏域における保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置状況

## 1.9 相談支援体制の充実・強化等

### ■成果目標の考え方

国の指針	○令和5年度末までに、市町村または圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制（基幹相談支援センター等の設置）を確保することを基本とする。
------	--

### ■本村における成果目標

項目	数値	考え方
【目標値】 令和5年度末時点の基幹相談支援センター等の設置	1箇所	○令和5年度末の市町村における総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保状況
【目標値】 令和5年度末時点の圏域での基幹相談支援センター等の設置	0箇所	○令和5年度末の圏域における総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保状況



## 1.10 障害福祉サービス等の「質の向上を図るための取り組み」に係る体制の構築

### ■成果目標の考え方

#### 国の指針

○令和5年度末までに、都道府県や市町村において、障害福祉サービス等の「質の向上を図るための取り組み」に係る体制を構築することを基本とする。

### ■本村における成果目標

項目	数値	考え方
【目標値】 研修参加を促す取り組み	1	○障害福祉サービス等に係る各種研修の活用
【目標値】 審査エラー内容分析結果 を活用した取り組み	0	○障害者自立支援審査支払等システムによる 審査結果の共有

## 第2章

# 指定障害福祉サービス等の見込量と 見込量確保のための方策

### 2.1 訪問系サービス

#### (1) 居宅介護

居宅において、入浴、排せつ、食事などの身体介護や洗濯・掃除などの家事援助を行います。

#### (2) 重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常時介護を要する人に対して、生活全般にわたる介護のほか、外出時における移動中の介護を行います。

#### (3) 同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等に対して、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護を行います。

#### (4) 行動援護

知的障害または精神障害によって行動上著しい困難があるため、常時介護が必要な人に対して、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援助や外出時における移動中の介護を行います。

#### (5) 重度障害者等包括支援

介護の必要度が高い人に、居宅介護などの複数のサービスを包括的にを行います。

#### ■サービス提供見込量（上段：時間分／月、下段：人／月）

	元年度 (実績値)	2年度 (実績値)	3年度 (見込量)	4年度 (見込量)	5年度 (見込量)
居宅介護	0	0	0	0	0
重度訪問介護					
同行援護					
行動援護	0	0	0	0	0
重度障害者等包括支援					

※時間分/月＝月間の利用実人数×1人1ヶ月当たりの平均利用時間

※2年度については、令和2年12月時点での実績見込値（以降同様）

#### ●見込量確保の方策

現在、サービス利用の対象者がいないため0と見込んでいますが、今後ニーズが発生した際には、近隣市町村のサービス提供事業所との連携を図ります。



## 2.2 日中活動系サービス

### (1) 生活介護

地域や入所施設において常時介護等の支援が必要であり、障害支援区分3以上である人、または年齢50歳以上で障害支援区分2以上である人に対して、主として昼間に、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

#### ■サービス提供見込量(上段:人日/月、下段:人/月)

	元年度 (実績値)	2年度 (実績値)	3年度 (見込量)	4年度 (見込量)	5年度 (見込量)
生活介護	88	88	88	88	88
	4	4	4	4	4

※人日/月=月間の利用実人数×1人1ヶ月当たりの平均利用日数

### (2) 自立訓練(機能訓練・生活訓練)

機能訓練では、地域生活を営むうえで身体機能・生活能力の維持・向上などの支援が必要な身体障害のある人を対象に、自立した日常生活または社会生活ができるよう一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

生活訓練では、地域生活を営むうえで生活能力の維持・向上などの支援が必要な知的障害・精神障害のある人を対象に、自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

#### ■サービス提供見込量(上段:人日/月、下段:人/月)

	元年度 (実績値)	2年度 (実績値)	3年度 (見込量)	4年度 (見込量)	5年度 (見込量)
自立訓練(機能訓練)	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0
自立訓練(生活訓練)	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0

※人日/月=月間の利用実人数×1人1ヶ月当たりの平均利用日数

## (3) 就労移行支援

一般就労を希望する人に、一定期間における生産活動やその他の活動の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行います。

## ■サービス提供見込量(上段:人日/月、下段:人/月)

	元年度 (実績値)	2年度 (実績値)	3年度 (見込量)	4年度 (見込量)	5年度 (見込量)
就労移行支援	0	22	22	22	22
	0	1	1	1	1

※人日/月=月間の利用実人数×1人1ヶ月当たりの平均利用日数

## (4) 就労継続支援(A型・B型)

就労継続支援A型では、事業所において雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

就労継続支援B型では、企業などや就労継続支援A型での就労経験がある人であって、年齢や体力面で雇用されることが困難になった人、就労移行支援を利用したが、企業や就労継続支援A型の雇用に結びつかなかった人などを対象に、就労の機会を提供するとともに、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。

## ■サービス提供見込量(上段:人日/月、下段:人/月)

	元年度 (実績値)	2年度 (実績値)	3年度 (見込量)	4年度 (見込量)	5年度 (見込量)
就労継続支援(A型)	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0
就労継続支援(B型)	12	22	22	22	22
	1	1	1	1	1

※人日/月=月間の利用実人数×1人1ヶ月当たりの平均利用日数



## (5) 就労定着支援

利用者が就職してから、少なくとも 6 ヶ月以上の間、障害者就業・生活支援センターや職場適応援助者と連携を図りながら、事業主に対する助言、就職後に生じた職場不適應への対応等について、職場訪問や家庭訪問等による相談支援を行います。

### ■サービス提供見込量(人/月)

	元年度 (実績値)	2年度 (実績値)	3年度 (見込量)	4年度 (見込量)	5年度 (見込量)
就労定着支援	0	0	0	0	0

※人日/月=月間の利用実人数×1人1ヶ月当たりの平均利用日数

## (6) 療養介護

医療と常時介護を必要とする人であって、障害支援区分6で気管切開をとまなう人工呼吸器による呼吸管理を行っている人、障害支援区分5以上である筋ジストロフィー患者または重症心身障害者を対象に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の援助を行います。

### ■サービス提供見込量(人/月)

	元年度 (実績値)	2年度 (実績値)	3年度 (見込量)	4年度 (見込量)	5年度 (見込量)
療養介護	0	0	0	0	0

※人日/月=月間の利用実人数×1人1ヶ月当たりの平均利用日数

## (7) 短期入所

居宅で介護する人が病気等の理由により、障害者支援施設やその他の施設へ短期間の入所を必要とする障害児(者)に対して、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

### ■サービス提供見込量(上段:人日/月、下段:人/月)

	元年度 (実績値)	2年度 (実績値)	3年度 (見込量)	4年度 (見込量)	5年度 (見込量)
短期入所(福祉型)	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0
短期入所(医療型)	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0

※人日/月=月間の利用実人数×1人1ヶ月当たりの平均利用日数

### ●見込量確保の方策

サービスを利用している人が今後も継続してサービスを利用できるよう努めます。また、サービスの利用対象者がいない項目については、0と見込んでいますが、今後ニーズが発生した際には、近隣市町村のサービス提供事業所との連携を図ります。

## 2.3 居住系サービス

### (1) 自立生活援助

施設入所支援や共同生活援助を利用していた人等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。

### (2) 共同生活援助(グループホーム)

地域で共同生活を営むのに支障のない障害のある人に対して、主に夜間において共同生活を営む住居で相談や日常生活上の支援を行います。障害支援区分にかかわらず、障害のある人は利用できます。ただし、身体障害者については、65歳未満の人、または、65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス等を利用したことがある人に限られています。

### (3) 施設入所支援

施設に入所している障害のある人に対して、夜間や休日、入浴、排泄、食事の介護等を行います。

#### ■サービス提供見込量(人/月)

	元年度 (実績値)	2年度 (実績値)	3年度 (見込量)	4年度 (見込量)	5年度 (見込量)
自立生活援助	0	0	0	0	0
共同生活援助	5	5	5	5	5
施設入所支援	2	2	2	2	2

#### ●見込量確保の方策

現在施設に入所している方が、今後も継続してサービスを利用できるよう努めます。また、サービスの利用対象者がいない項目については、0と見込んでいますが、今後ニーズが発生した際には、近隣市町村のサービス提供事業所との連携を図ります。



## 2.4 地域生活支援拠点等

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制を整備し、障害のある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築を目指します。

### ■サービス提供見込量(回)

	元年度 (実績値)	2年度 (実績値)	3年度 (見込量)	4年度 (見込量)	5年度 (見込量)
地域生活支援拠点等の機能の充実に向けた検証及び検討の年間の実施回数	0	1	1	1	1

### ●見込量確保の方策

関係機関と連携し、地域生活支援拠点等の機能の充実に向けた検証環境の整備に努めます。

## 2.5 相談支援サービス

### (1) 計画相談支援

障害のある人が抱える課題の解決や適切なサービス利用に向け、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するため、原則として障害福祉サービスを利用するすべての人を対象とし、サービス等利用計画を作成するとともに、一定期間ごとのサービス利用状況のモニタリングを行います。

### (2) 地域移行支援

入所施設や病院に長期入所している人に対し、地域での生活に移行するための準備に必要な支援を提供します。

### (3) 地域定着支援

居宅で一人暮らしをしている人に対し、緊急時における連絡・相談等の必要な支援を提供します。

## ■サービス提供見込量(人/月)

	元年度 (実績値)	2年度 (実績値)	3年度 (見込量)	4年度 (見込量)	5年度 (見込量)
計画相談支援	4	5	5	5	5
地域移行支援	1	1	1	1	1
地域定着支援	0	0	0	0	0

## ●見込量確保の方策

現在、サービスを利用している人が今後も継続してサービスを利用できるよう努めます。また、サービスの利用対象者がいない項目については、0と見込んでいますが、今後ニーズが発生した際には、近隣市町村のサービス提供事業所との連携を図ります。

## 2.6 発達障害者等支援

発達障害者及び発達障害児の早期発見・早期支援には、発達障害者等及びその家族等への支援が重要であることから、保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう支援します。

## ■サービス提供見込量

	元年度 (実績値)	2年度 (実績値)	3年度 (見込量)	4年度 (見込量)	5年度 (見込量)
・ペアレントトレーニング やペアレントプログラム 等の支援プログラム等 の受講者数(人)					
・ペアレントメンターの人数(人)	0	0	0	0	0
・ピアサポートの活動への参加人数(人)					

## ●見込量確保の方策

現在、サービスの利用対象者がいないため0と見込んでいますが、今後ニーズが発生した際には、近隣市町村のサービス提供事業所との連携を図ります。



## 2.7 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

### (1) 保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置

保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制の構築を図ります。

#### ■サービス提供見込量

	元年度 (実績値)	2年度 (実績値)	3年度 (見込量)	4年度 (見込量)	5年度 (見込量)
1年間の開催回数(回)	0	1	1	1	1
保健、医療(精神科医療機関、精神科以外の医療機関別)、福祉、介護等の関係者の参画の有無(人)	2	2	3	3	3
(内訳 保健)	1	1	2	2	2
(内訳 介護)	1	1	1	1	1
協議の場における目標の設定状況(項目)	0	1	1	1	1
協議の場における評価の実施状況(回)	0	1	1	1	1

### (2) 障害福祉サービス種別の利用

精神障害者が地域生活への移行を進め、地域の一員として安心して自分らしく暮らすための多様な支援を行います。

#### ■サービス提供見込量(人)

	元年度 (実績値)	2年度 (実績値)	3年度 (見込量)	4年度 (見込量)	5年度 (見込量)
地域移行支援	0	0	0	0	0
地域定着支援	0	0	0	0	0
共同生活援助	1	1	1	1	1
自立生活援助	0	0	0	0	0

#### ●見込量確保の方策

今後も必要に応じた実施体制の確保に努めます。

## 2.8 相談支援体制の充実・強化等に関する活動指標

相談支援体制の充実・強化に向けた取り組みを進めていきます。

### ■サービス提供見込量

	元年度 (実績値)	2年度 (実績値)	3年度 (見込量)	4年度 (見込量)	5年度 (見込量)
障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施(回)	0	0	0	0	0
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数(件)	0	0	0	0	0
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数(件)	0	0	0	0	0
地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施回数(回)	0	0	0	0	0

### ●見込量確保の方策

今後も必要に応じた実施体制の確保に努めます。



## 2.9 障害福祉サービス等の質の向上に関する活動指標

障害福祉サービスの質を向上させるための取り組みを推進します。

### ■サービス提供見込量

	元年度 (実績値)	2年度 (実績値)	3年度 (見込量)	4年度 (見込量)	5年度 (見込量)
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修への市町村職員の参加人数(人)	1	1	1	1	1
障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制(有無)	無	無	無	無	無
障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制(実施回数)	0	0	0	0	0

### ●見込量確保の方策

今後も必要に応じた実施体制の確保に努めます。

## 第3章

# 障害児福祉サービスの見込量と 見込量確保のための方策

### 3.1 児童発達支援

就学前の発達支援を必要とする児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を提供します。

■サービス提供見込量(上段:人日/月、下段:人/月)

	元年度 (実績値)	2年度 (実績値)	3年度 (見込量)	4年度 (見込量)	5年度 (見込量)
児童発達支援	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0

※人日/月=月間の利用実人数×1人1ヶ月当たりの平均利用日数

### 3.2 医療型児童発達支援

就学前の上肢、下肢または体幹の機能障害のある児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を提供するとともに、身体の状態により、治療も行います。

■サービス提供見込量(上段:人日/月、下段:人/月)

	元年度 (実績値)	2年度 (実績値)	3年度 (見込量)	4年度 (見込量)	5年度 (見込量)
医療型児童発達支援	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0

※人日/月=月間の利用実人数×1人1ヶ月当たりの平均利用日数



### 3.3 放課後等デイサービス

学校就学中の障害児に対して、放課後や休暇中等において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。

#### ■サービス提供見込量(上段:人日/月、下段:人/月)

	元年度 (実績値)	2年度 (実績値)	3年度 (見込量)	4年度 (見込量)	5年度 (見込量)
放課後等デイサービス	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0

※人日/月=月間の利用実人数×1人1ヶ月当たりの平均利用日数

### 3.4 保育所等訪問支援

保育所等を現在利用中の障害児、または今後利用する予定の障害児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、保育所を訪問し、専門的な支援をすることにより、保育所等の安定した利用を促進します。

#### ■サービス提供見込量(上段:人日/月、下段:人/月)

	元年度 (実績値)	2年度 (実績値)	3年度 (見込量)	4年度 (見込量)	5年度 (見込量)
保育所等訪問支援	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0

※人日/月=月間の利用実人数×1人1ヶ月当たりの平均利用日数

### 3.5 居宅訪問型児童発達支援

重度の障害等の状態にある障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を行います。

#### ■サービス提供見込量(上段:人日/月、下段:人/月)

	元年度 (実績値)	2年度 (実績値)	3年度 (見込量)	4年度 (見込量)	5年度 (見込量)
居宅訪問型児童発達支援	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0

※人日/月=月間の利用実人数×1人1ヶ月当たりの平均利用日数

### 3.6 障害児相談支援

障害児通所支援サービスの利用調整を必要とする人に対し、障害児支援利用計画を作成します。

#### ■サービス提供見込量(人/月)

	元年度 (実績値)	2年度 (実績値)	3年度 (見込量)	4年度 (見込量)	5年度 (見込量)
障害児相談支援	0	0	0	0	0

### 3.7 医療的ケア児に対する関連分野支援を調整するコーディネーター

医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、協議の場に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進するコーディネーター(相談支援専門員等)を配置します(なお、対象者がいないことから現在は配置していません)。

#### ■サービス提供見込量(人/月)

	元年度 (実績値)	2年度 (実績値)	3年度 (見込量)	4年度 (見込量)	5年度 (見込量)
医療的ケア児に対する関連分野支援を調整するコーディネーターの配置人数	0	0	0	0	0

#### ●障害児支援における見込量確保の方策

現在、サービス利用の対象者がいないため0と見込んでおり、サービス提供体制は整っていませんが、今後、ニーズが発生した際には、サービスが提供できるよう努めます。



# 第4章

## 地域生活支援事業の推進

### 4.1 地域生活支援事業の概要

#### 目的

障害者及び障害児が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により事業を効果的・効率的に実施することを目的としています。

#### 内容

地域生活支援事業には、実施しなければならない必須事業と、自治体の判断で実施することができる任意事業とがあります。

本村においては、必須事業のみ実施しています。任意事業については、今後のニーズの変化を見守りつつ、必要に応じて事業の実施について改めて検討することとします。

必須事業	(1) 理解促進研修・啓発事業 (2) 自発的活動支援事業 (3) 相談支援事業 ①基幹相談支援センター等機能強化事業 ②住宅入居等支援事業(居住サポート事業) (4) 成年後見制度利用支援事業 (5) 成年後見制度法人後見支援事業 (6) 意思疎通支援事業 (7) 日常生活用具給付等事業 (8) 手話奉仕員養成研修事業 (9) 移動支援事業 (10)地域活動支援センター機能強化事業
------	--

## 4.2 必須事業

### (1) 理解促進研修・啓発事業

障害者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害者等や障害特性等に関する地域住民の理解を深めるための研修及び啓発活動を実施します。

### (2) 自発的活動支援事業

障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるようにするため、障害者やその家族、地域住民等による地域における自発的な活動を支援します。

### (3) 相談支援事業

障害者やその家族等の様々な相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行います。また、権利擁護のための必要な援助を行います。

#### ① 基幹相談支援センター等機能強化事業

市町村等における相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を基幹相談支援センター等に配置することや、基幹相談支援センター等が地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援を行うことや、地域移行に向けた取り組み等を実施することにより、相談支援機能の強化を図ります。

#### ② 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望しているものの保証人がいない等の理由により入居が困難な障害者等に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害者等の地域生活を支援します。

### (4) 成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障害者又は精神障害者に対し、成年後見制度の利用を支援します。



#### (5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、法人後見の活動を支援します。

#### (6) 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚、失語、知的、発達、高次脳機能、重度の身体などの障害や難病のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に、手話通訳、要約筆記等の方法により障害者等とその他の者の意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者等の派遣等を行います。

#### (7) 日常生活用具給付等事業

障害者等に対し、日常生活の便宜を図るため、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与します。

#### (8) 手話奉仕員養成研修事業

意思疎通を図ることに支障がある障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにするため、手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成します。

#### (9) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害者等について、地域における自立生活及び社会参加を促すため、外出のための支援を行います。

#### (10) 地域活動支援センター機能強化事業

障害者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターを設置し、機能の強化を図ります。

## ■サービス提供見込量(単位:箇所)

	2年度 (実績値)	3年度 (見込量)	4年度 (見込量)	5年度 (見込量)
(1)理解促進研修・啓発事業 ➤ 実施の有無を記載	無	無	無	無
(2)自発的活動支援事業 ➤ 実施の有無を記載	無	無	無	無
(3)相談支援事業				
①基幹相談支援センター等機能強化事業 ➤ 実施の有無を記載	無	無	無	無
②住宅入居等支援事業(居住サポート事業) ➤ 実施の有無を記載	無	無	無	無
(4)成年後見制度利用支援事業 ➤ 実利用見込者数を記載	0	1	1	1
(5)成年後見制度法人後見支援事業 ➤ 実施の有無を記載	有	有	有	有
(6)意思疎通支援事業 ➤ 実利用見込件数/実設置見込者数を記載	0/0	0/0	0/0	0/0
(7)日常生活用具給付等事業 ➤ 給付等見込件数を記載	1	1	1	1
(8)手話奉仕員養成研修事業 ➤ 実養成講習修了見込者数を記載	0	0	0	0
(9)移動支援事業 ➤ 実利用見込者数/延べ利用見込時間数を記載	0/0	0/0	0/0	0/0
(10)地域活動支援センター機能強化事業 ➤ 実施見込箇所数/実利用見込者数を記載	0/0	0/0	0/0	0/0

## ●見込量確保の方策

現在、ニーズがない、もしくは社会基盤が整わないため未実施の事業があります。

今後、ニーズが発生した際には、近隣市町村と連携し事業を実施することを検討していきます。





# 各論Ⅲ



## 計画の推進



## 第1章 総合的な取り組みの推進

---

本計画を実施していくために、福祉部門はもちろん、その他の関連各課と相互に施策について連携・ネットワークの構築を図り、障害のある人に向けた施策の総合的な取り組みを推進します。

## 第2章 地域における住民・関係団体との連携

---

障害のある人の地域移行や就労支援を進めるためには、行政だけでなく地域住民や関係団体、村内の事業所等との協力が重要であるため、地域において連携を取り、計画を推進していきます。





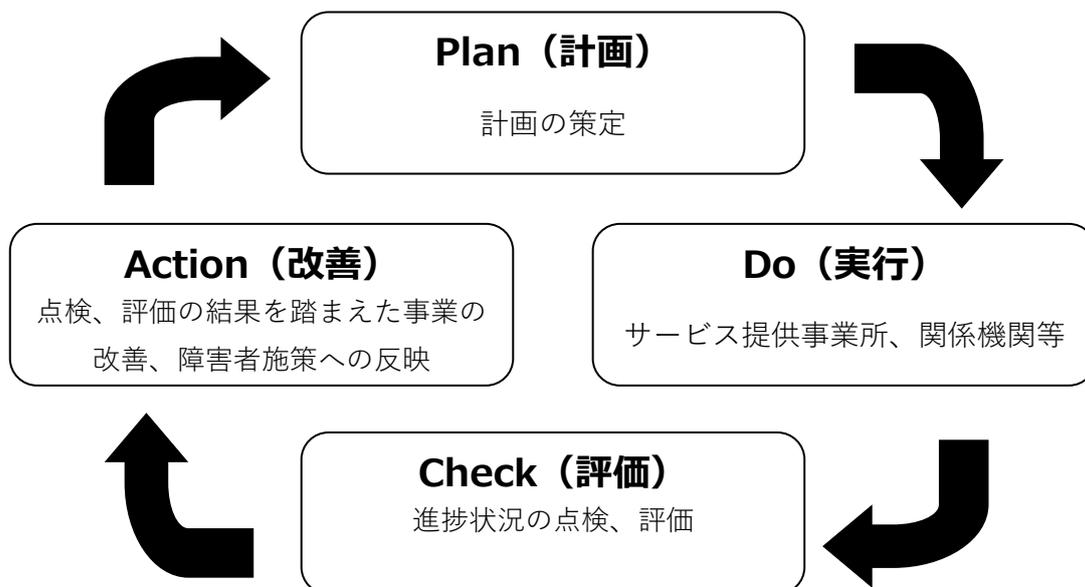
## 第3章 国・県・近隣市町村との連携

本計画の事業を実施していくためには、村内の事業所のみでは対応が難しいため、近隣市町村や県と協力し、広域に対応していくことが必要となります。

また、今後の制度の改正への適切な対応も重要となるため、県・国と連携しながら、制度の変化を考慮した施策の展開に努めます。

## 第4章 計画達成状況の点検及び評価

Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）を繰り返すマネジメント手法である「PDCA サイクル」の考え方を活用し、計画の効果的で速やかな実行を図るとともに、評価と改善を十分に行い、実効性のある計画を目指します。





# 資料





## 資料1 策定委員名簿

役職	氏名	所属母体役職等
委員長	廣瀬 俊之	老人クラブ連合会
副委員長	酒井 智子	学識経験者
委員	浅沼 亀	民生委員児童委員協議会
委員	酒井 新吉	地区区長会
委員	芦澤 千歳瀬	社会福祉協議会通所介護事業
委員	古屋 禎男	医科診療所

(敬称略)

## 資料2 策定委員会の開催等

開催年月日	協議内容等
令和3年1月15日	第1回策定委員会 ・素案検討
令和3年1月25日 ～2月8日	パブリックコメント





丹波山村第3次障害者計画及び第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画

令和3年3月

丹波山村住民生活課

〒409-0305 山梨県北都留郡丹波山村 890 番地

TEL 0428-88-0211

FAX 0428-88-0207